

賃金引き上げ
を考えるなら

業務改善助成金

令和5年
8/31改訂版

を活用しませんか？

どのような助成金？

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成率最大90%
最大600万円

申請締切

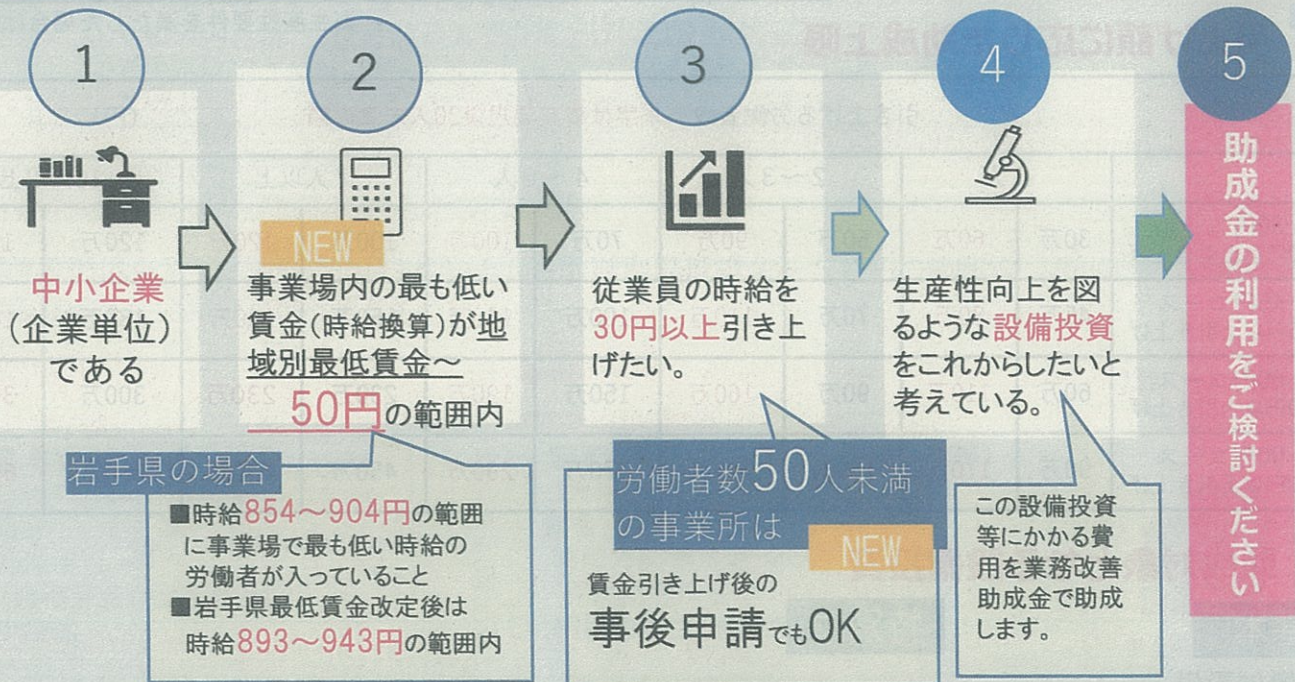
R6 1/31[※]

設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。詳しくは交付要綱、交付要領をご覧ください



要件を確認



ご相談前に確認いただきたいポイント

- ❓ 事業場内で一番低い時給（月給・日給の場合は時給換算）が岩手県最低賃金～50円の範囲内ですか。
 その時給には手当（資格手当や役職手当等）が含まれていますか
- ❓ この労働者の賃金を
 ①いつ、
 ②何人、
 ③いくら
 引き上げる予定ですか。
- ❓ どのような設備投資等を考えていますか。
 それは交付要綱別表第4と交付要領別紙4で助成対象になっていますか。
- ❓ 交付要綱、交付要領、業務改善助成金Q&Aを確認していますか。

■お問い合わせは業務改善助成金コールセンターへ **0120-366-440**
 受付時間▶平日午前8:30～午後5:15

■申請先▶岩手労働局雇用環境・均等室
 〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15
 盛岡第2合同庁舎5F
 TEL 019-604-3010

業務改善助成金

詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。申請をお考えの際は掲載の以下の資料を必ずご覧ください。

- 交付要綱
- 交付要領
- 申請書記載例
- Q&A



対象者（事業場）

- ① 中小企業
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円**以内

NEW

支給要件

すべて満たすこと

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

助成額

最大

600万円

助成率

NEW

岩手県最低賃金		助成率
854円の期間	893円の期間	
事業場内最低賃金が 854～899円	893～899円	9/10(90%)
900～904円	900～943円	4/5 (80%) ※

※生産性要件を満たした場合は90%。

引上げ額に応じた助成上限

	引き上げる労働者数 赤字は事業場規模30人未満の額 (円)									
	1人		2～3人		4～6人		7人以上		10人以上	
30円コース 30円以上引き上げ	30万	60万	50万	90万	70万	100万	100万	120万	120万	130万
45円コース 45円以上引き上げ	45万	80万	70万	110万	100万	140万	150万	160万	180万	180万
60円コース 60円以上引き上げ	60万	110万	90万	160万	150万	190万	230万	230万	300万	300万
90円コース 90円以上引き上げ	90万	170万	150万	240万	270万	290万	450万	450万	600万	600万

助成対象となる設備投資

基本

- 機械設備
- コンサルティング導入
- 人材育成・教育訓練 など

特別に

売上高や生産量等の事業活動を示す指標の直近の3か月の平均値が**3年前までの同月に比べて15%以上減少**している事業者

または

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、利益率が前年同月に比べ**3%ポイント以上低下**した事業者

特別に以下の設備投資も可能です。

- PC
- スマホ、タブレット
- 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車 など



関連する経費

- 広告宣伝費
- 汎用機器
- 机
- 椅子 など

例えば

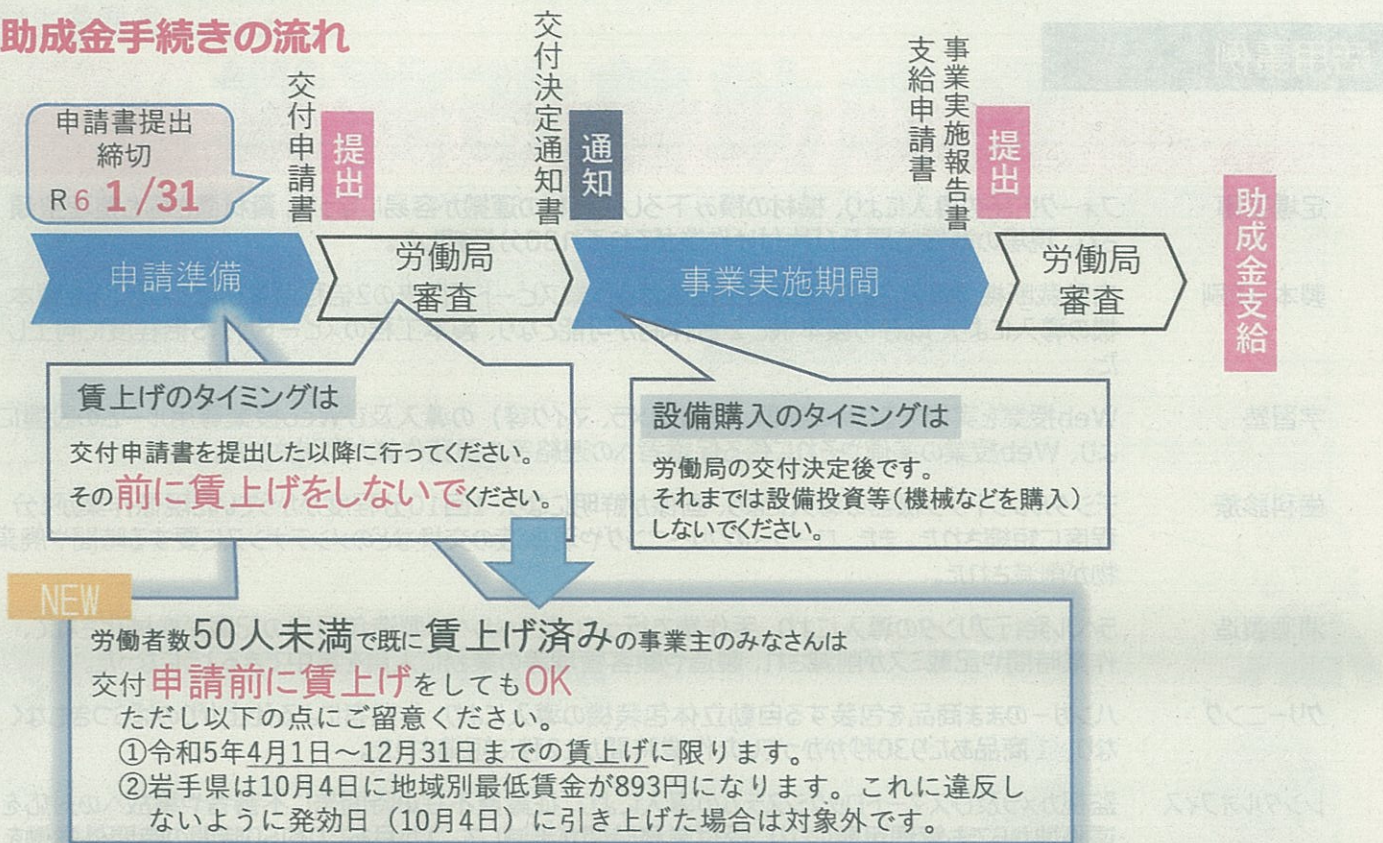


設備投資
デリバリー用
バイクを導入して

テイクアウト
できます

関連経費
チラシで宣伝

助成金手続きの流れ



業務改善助成金での時給計算の仕方

業務改善助成金では事業場内の最も低い賃金が地域別最低賃金～50円の範囲内（地域別最低賃金が改定された場合は変更）であることが必要です。

ポイント1

時給計算に算入

- 基本給
- 日給
- 時給
- 各種手当
(資格手当や役職手当など)
- 歩合給

時給+各種手当が支払われる場合の計算方法に注意

ポイント2

時給計算から除外

- 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金
- 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

詳しくはこちらで
ご確認ください



厚生労働省HP
最低賃金の確認方法

注意事項

以前活用していてもOK!

過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象になります。

同じ年度であれば2回まで申請可能です。

申請はお早めに

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

設備の導入時期に注意

交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。

必ず確認

必ず最新の要綱・要領、Q&A、で助成要件をご確認ください。

厚生労働省 業務改善

検索



活用事例

事業内容	取組概要
足場工事	フォークリフトの導入により、機材の積み下ろしや資材の運搬が容易になった。資材置き場も整理整頓され、現場の準備時間及び片付け作業がそれぞれ30分短縮した。
製本・印刷	自動裁断機の導入により、裁断工程における作業スピードが従来の2倍程度まで向上した。また製本機の導入により、既存の製本機と2台体制が可能となり、製本工程のスピードが1.5倍程度に向上した。
学習塾	Web授業を実施するための機器（PC、カメラ、マイク等）の導入及びWeb授業専用ルームの設置により、Web授業の準備やそれに係る保護者への連絡等の事務作業が削減された。
歯科診療	デジタルレントゲン機器の導入により、画像が鮮明になり、1回10分程度かかっていた現像作業が1分程度に短縮された。また、ローラーのクリーニングや現像液の交換などのメンテナンスに要する時間や廃棄物が削減された。
清酒製造	ラベル発行プリンタの導入により、手作業で行っていたラベルへの製造年月日の記載が機械化されて、作業時間や記載ミスが削減され、製造や顧客管理等の業務に人員を集中できるようになった。
クリーニング	ハンガーのまま商品を包装する自動立体包装機の導入により、作業による仕上がりのばらつきもなくなり、1商品あたり30秒かかっていた作業時間が12秒に短縮された。
レンタルオフィス	監視カメラ及びスマートロックシステムの導入により、従業員不在の時間帯に不審者や事故への対応を遠隔地からでも管理可能になり、受付業務時間が半減して、1か月あたり約50時間の時間外労働を削減することができた。
美容院	オートシャンプーの導入により、頭皮環境及び髪の毛の仕上がりが良好となった上、シャンプー及びトリートメントの施術に要する時間が顧客1人あたり約10分程度短縮され、従業員が休憩時間を取りやすい環境となった。
一般公衆浴場	ボタン式からタッチパネル式の券売機への入替により、1人あたりの発券作業がやや短縮され、毎月のサービスメニュー変更に伴う券売機の更新作業時間は約1時間から5分程度に短縮された。
貸し農園	監視カメラ及びモニターの導入により、現場に行くことなく農作物の育成状況の映像を農園使用者に対してメール配信が可能となった。また耕運機及び培土機の導入により約30時間の作業が6時間程度に短縮された。
自動車整備	高機能スキャンツールの導入により、各人の整備能力が標準化されサービス水準も向上し、1台あたり1時間かかっていた電子システムの故障診断が15～20分に短縮され、1日の整備台数は平均約2倍になった。
ビルメンテナンス	業務用コードレスクリーナーの導入により両手で作業していた階段清掃が片手で可能になって作業の安全性が向上し、床清掃時間は約10分短縮された。これにより消毒作業も可能になって清掃単価が向上する現場もあった。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
 最新の要綱・要領やQ&A、「生産性向上のヒント集」、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引上げ特設ページ」では賃金引上げに向けた取り組み事例を紹介

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索